2020 年 10 月 3 日
もてぎロードレース事務局

公式通知 No.6

カメラ搭載許可について

2020 もてぎロードレース選手権特別規則　第１１章車両規則　第 68 条もてぎロードレース基本仕様　～21）カメラ搭載についてにより、各事項を遵守いただくことで『カメラ搭載許可申請書』を参加受付時に提出不要といています。以下の**下線太字部分**の誓約項目の内容を追加する。

～21）カメラ搭載について

（カメラ取付方法）

①　Gopro 等の形状のカメラの場合

防水カバーにタイラップ等を巻き、カバーをマウントしているステーと車体間をワイヤリングし、脱落防止をしてください。

② カメラにストラップ穴がある場合

カメラのストラップ穴と車体間をワイヤリングし、脱落防止をしてください。

③ 上記①･②に該当しないカメラの場合

ガムテープ等でカメラ本体と車体間を確実に固定し、脱落防止をしてください。

（誓約項目）

1. 私は、ヘルメット及びライダーの装備品に、ウェアラブルカメラを取り付けないことを誓約いたします。
2. 私たちは、競技車両に車載カメラを搭載するにあたり、撮影したものを以下1）～5）の目的･内容で使用しないことを誓約します。
   1）個人の私的利用の範囲を超え、営利目的の使用
   2）広告宣伝活動等
   3）レース競技判定等
   <u>4）撮影した動画･画像を用いて、他の競技者を批判する行為</u>
   <u>5）動画共有サイト（YouTube など）や SNS（Facebook など）への掲載</u>
3. 私たちは、車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受けます。車検委員から取り付け方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正します。修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外すことを承諾します。
4. 私たちは、車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損した際も、その当事者や主催者に一切の損害賠償責任は問わないことを誓約します。

<u>5. 上記の誓約に違反した場合は、主催者の課す罰則、主催者からの依頼事項（映像等の掲載削除含む）等に従うことを誓約します。</u>

以上